令和３年１１月

かずさ水道広域連合企業団議会
定例会会議録

かずさ水道広域連合企業団

令和3年11月
かずさ水道広域連合企業団議会定例会会議録

○招 集 年 月 日　　令和３年１１月８日
○招 集 の 場 所　　かずさ水道広域連合企業団議場
○開 会 の 日 時　　令和３年１１月８日　　午後２時００分
○閉 会 の 日 時　　令和３年１１月８日　　午後４時１１分
○出 席 議 員

１番	村 田　稔 君	２番	佐 藤 麗 子 君
３番	笹 生　猛 君	４番	佐久間　勇 君
５番	石 井 志 郎 君	６番	石 上　塁 君
７番	小 倉 靖 幸 君	８番	橋 本 礼 子 君
９番	竹 内 伸 江 君	１０番	座 親 政 彦 君
１１番	近 藤　忍 君	１２番	斉 藤 高 根 君
１３番	吉 本　充 君		

○出 席 説 明 者

広域連合企業長	渡 辺 芳 邦 君	副広域連合企業長	高 橋 恭 市 君
事 務 局 長	松 上 晴 彦 君	技 師 長	大野木 英 司 君
参事（業務課長）	花 澤 吉 敬 君	経 理 課 長	大 海 眞 美 君
工 務 １ 課 長	吉 岡 保 彦 君	工 務 ２ 課 長	高 木 勝 義 君
浄 水 １ 課 長	鮎 川 正 弘 君	浄 水 ２ 課 長	鈴 木 良 彦 君
事業計画室長	林　豊 君	総務企画課副課長	増 田 政 弘 君
工務１課副課長	加 藤 正 志 君	工務２課副技監	星 野　誠 君
工務２課副課長	藤 村 浩 隆 君	浄水１課副課長	齊 藤 新 一 君
浄水２課副課長	松 井 紀 裕 君		

監 査 委 員　　多 田　賢 君

○出席事務局職員

議 会 事 務 局 員　　田 口 貴 之　　町 田 菜々子　　髙 濵 純 平

○議 事 日 程

日 程 第 １		議 席 の 指 定
日 程 第 ２		議 長 の 選 挙
日 程 第 ３	（追加）	副 議 長 の 選 挙
日 程 第 ４		会 期 の 決 定
日 程 第 ５		会議録署名議員の指名
日 程 第 ６		議 案 等 の 上 程

議 案 第 １ 号 令和３年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第１号）
議 案 第 ２ 号 かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益

剰余金の処分について

議 案 第 ３ 号　令和２年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算の認定について

報 告 第 １ 号　令和２年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について

報 告 第 ２ 号　令和２年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について

日 程 第　７　　広域連合企業長の提案理由説明

日 程 第　８　　議　　案　　審　　議

○議事日程に付した事件　　議事日程のとおり

開　　会

（令和3年　11月　8日　　午後2時00分）

副議長（佐藤麗子君）本会議は、議長席が空席となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第１０６条第１項の規定により、副議長である私が職務を行います。よろしくお願いいたします。

これより令和３年１１月かずさ水道広域連合企業団議会定例会を開会いたします。本日の出席議員は１３名ですので、定足数に達しております。

議事日程について申し上げます。これからの議事は皆様のお手元に配付しております日程表に基づいて、進行させていただきます。

なお、本会議での発言は、感染症対策のためすべて着座でお願いいたします。

また、議案説明のため地方自治法第１２１条の規定により広域連合企業長、副広域連合企業長及び事務局長ほか、事務局職員の出席を求めましたので御了承願います。

なお、本日の事務局の出席者については、座席表をお手元に配付してございますので御参照ください。

諸　般　の　報　告

副議長（佐藤麗子君）日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

川名寛章君には、６月３０日に議員を辞職され、後任の議員に千葉県議会から吉本充君が、また、鴇田剛君には７月２６日に御逝去による欠員の通知があり、議員でありました　磯貝清君並びに須永和良君には９月２９日に議員を辞職され、後任の議員に君津市議会から橋本礼子君、小倉靖幸君、石上塁君が、かずさ水道広域連合企業団規約第９条第３項の規定により就任されました。

ここで、このたび就任されました議員を御紹介いたします。紹介された議員は、起立の上、

黙礼をお願いいたします。

副議長（佐藤麗子君）　吉本充君

議員（吉本充君）（黙礼）

副議長（佐藤麗子君）　橋本礼子君

議員（橋本礼子君）（黙礼）

副議長（佐藤麗子君）　小倉靖幸君

議員（小倉靖幸君）（黙礼）

副議長（佐藤麗子君）　石上塁君

議員（石上　塁君）（黙礼）

副議長（佐藤麗子君）　次に、監査委員から地方自治法第２３５条の２の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に写しを配付しておきましたので御了承願います。

諸般の報告は以上であります。

議　席　の　指　定

副議長（佐藤麗子君）　これより日程に入ります。日程第１、議席の指定を行います。

議席は、ただ今、御着席の氏名標のとおり指定いたします。

議　長　の　選　挙

副議長（佐藤麗子君）　日程第２、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（佐藤麗子君）　御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選に決定いたしました。

議長の推選について意見を求めます。

議員（石井志郎君）議長。

副議長（佐藤麗子君）　石井志郎君。

議員（石井志郎君）議長につきましては、佐藤麗子議員を御推選いたします。

副議長（佐藤麗子君）　ただ今、石井志郎君から私に議長の御推選がございました。

お諮りいたします。

佐藤麗子を議長の当選人として決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（佐藤麗子君）　御異議ないものと認めます。ただ今、御推選のありました佐藤麗子が議長に当選いたしましたので告知いたします。

それではここで、私からひと言ごあいさつを申し上げます。

ただ今、皆様方の御推挙によりまして、かずさ水道広域連合企業団の議長という要職を担うことになり、身の引き締まる思いでございます。議会の公平かつ円滑な運営を図りまして、かずさ水道の発展のために努力させていただきたいと思います。格段の御支援、御協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

副　議　長　の　選　挙

議長（佐藤麗子君） ただいま私、佐藤麗子が議長に就任し副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

ここで、副議長選挙を日程に追加し、直ちに副議長選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤麗子君） 御異議ないものと認めます。よって、副議長選挙を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

日程を追加いたします。よって、日程第３から日程第７までを繰り下げ、日程第２の次に日程第３、副議長選挙、以上でございます。

日程第３、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤麗子君） 御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選に決定いたしました。

副議長の推選について意見を求めます。

議員（石井志郎君） 議長。

議長（佐藤麗子君） 石井志郎君。

議員（石井志郎君） 副議長につきましては、近藤忍議員を御推選いたします。

議長（佐藤麗子君） ただ今、近藤忍君に副議長の御推選がございました。

お諮りいたします。

近藤忍君を副議長の当選人と決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤麗子君） 御異議ないものと認めます。ただ今、御推選のありました近藤忍君が副議長に当選いたしましたので告知いたします。それでは、副議長に当選されました近藤議員のごあいさつをお願いします。

副議長（近藤忍君） ただ今、皆様の推挙によりまして、副議長の任につくことになりました木更津市議会の近藤でございます。佐藤議長を助け議会の運営と、そしてまた、水道の届く市民の皆様方に実りある議会になるよう運営に粉骨砕身努力して参りますので、皆様の御協力よろしくお願いします。

会　期　の　決　定

議長（佐藤麗子君） 日程第４、会期の決定を行います。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日一日限りとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤麗子君） 御異議ないものと認めます。よって、会期は本日一日限りと決定いたしました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

議長（佐藤麗子君） 日程第５、会議録署名議員の指名をいたします。

本件につきましては、かずさ水道広域連合企業団議会会議規則第９７条の規定により、議長において指名をいたします。

会議録署名議員に議席番号４番佐久間勇君、議席番号１２番斉藤高根君を指名いたします。

広 域 連 合 企 業 長 あ い さ つ

議長（佐藤麗子君） 次に、広域連合企業長から招集のあいさつがあります。

広域連合企業長（渡辺芳邦君） 本日、ここに令和３年１１月かずさ水道広域連合企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

当企業団が事業を開始してから、２年７カ月が経過し、一昨年の台風被害や、昨年の年末年始にかけての漏水事故を受け、今年度は防災・減災対策について、職員が一丸となって鋭意取り組むとともに、引き続き、統合広域化基本計画に基づく施設整備を推進しております。

折しも、先月には東日本大震災から１０年ぶりの震度５強を東京都でも記録し、各地で漏水が発生しました。首都直下型地震が現実味を帯びる中、老朽管の耐震化など、ライフラインの更新に大変注目が集まっておりますので、議員の皆様方におかれましては、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

本日提案いたします案件は、議案が３件、報告が２件、合わせまして５件でございます。議案の細部につきましては、後ほど提案理由説明の際に申し上げることといたしますが、十分、御審議をくださいますようお願い申し上げ、招集のあいさつといたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

議　案　等　の　上　程

議長（佐藤麗子君）　日程第６、議案等の上程を行います。議案第１号から議案第３号及び報告第１号から報告第２号までを一括上程いたします。議案はお手元に配付いたしましたとおりです。

広域連合企業長の提案理由説明

議長（佐藤麗子君）日程第７、広域連合企業長に提案理由の説明を求めます。

広域連合企業長（渡辺芳邦君）はい、議長。

議長（佐藤麗子君）広域連合企業長、渡辺芳邦君。

広域連合企業長（渡辺芳邦君）それでは、本日提案いたします議案等の概要につきまして、御説明申し上げます。今議会に提出いたしました議案は３件でございます。内容といたしまして、「令和３年度水道事業会計補正予算」として、更新工事について債務負担行為を設定しようとするもの、「令和２年度決算における未処分利益剰余金の処分」、「令和２年度水道事業会計決算の認定」でございます。

また、２件の報告がございます。ひとつ目は、「令和２年度水道事業会計予算繰越計算書」について、ふたつ目は、「令和２年度決算に基づく資金不足比率について」でございます。

以上が、本日の議案等の概要でございますが、詳細につきましては事務担当者が説明いたしますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

議　案　審　議

議長（佐藤麗子君）日程第８、議案審議を行います。

議案第１号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

事務局長（松上晴彦君）はい。

議長（佐藤麗子君）はい。事務局長松上晴彦君。

事務局長（松上晴彦君）はい。それでは、議案第１号「令和３年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第１号）」の補足説明をいたします。議案書１頁をお開き願います。

第１章水道事業でございます。第１条は、総則でございます。

第２条は、「債務負担行為」を追加しようとするものでございまして、表に記載の「笹毛地先送水管更新に係る経費」と、「本庁舎冷温水発生機更新に係る経費」の２件を、新たに設定しようとするものです。「笹毛地先送水管更新に係る経費」につきましては、令和２年１２月２８日に発生をいたしました送水管漏水事故箇所の更新工事を行うもので、交付金を活用した上で、早期に工事に着手をするため、計上したものでございます。令和４年度の交付金を活用するため、令和４年４月１日からの工期の開始を予定しております。

次に「本庁舎冷温水発生機更新に係る経費」につきましては、本庁舎空調機に使用されて

いる冷温水発生機に、経年劣化による重度の故障が生じており、修繕もできない状態であるため、機器の更新を行うものでございます。早急に着手しませんと、来年度、冷房使用ができず、執務環境が著しく劣悪な状況になってしまうということを考慮いたしまして、現行と同等の機器を、既設の配管や基礎を活用して整備することとし、本年度中に契約して、来年度の冷房使用前には機器を稼働させるべく債務負担行為を設定しようとするものでございます。

なお、経費総額３，０００万円、５つのセグメントで均等按分し、水道事業に４団体分２，４００万円、用水供給事業に６００万円を計上いたします。

２頁をお開き願います。第２章水道用水供給事業でございます。

第２条に、先ほど水道事業の部で御説明をいたしました「本庁舎冷温水発生機更新に係る経費」６００万円を計上しております。

７頁及び１１頁には、「債務負担行為に関する調書」を掲載しております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

議長（佐藤麗子君） 補足説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤麗子君） ないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤麗子君） ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第１号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（佐藤麗子君） 賛成全員でございます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤麗子君） 議案第２号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

事務局長（松上晴彦君） はい。

議長（佐藤麗子君） 事務局長松上晴彦君。

事務局長（松上晴彦君） はい。それでは、議案第２号「かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の補足説明を申し上げます。

議案書１３頁をお開き願います。

本案は、令和２年度決算における未処分利益剰余金を処分するにあたり、地方公営企業法第３２条第２項の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

１５頁をお開き願います。表の１水道事業の部、２は水道用水供給事業の部の処分計算書となっております。

まず、１の水道事業の部から御説明をいたします。

水道事業では、表の右の列、「未処分利益剰余金」の当年度末残高は、２９億１，２０５万４，７１１円ですが、このうち２４億４，４７０万７，７３３円を、議会の議決を得て処分しようとするものでございます。その内訳でございますが、３行目、減債積立金へ６億１，１２７万８，５２７円、４行目の資本金への組入といたしまして１８億３，３４２万

９，２０６円でございます。

恐れ入りますが、議案書の次に、「議案第２号資料」と書かれましたペーパーがございます。こちらを御覧いただきますようお願いします。こちらで詳細の説明を申し上げます。この資料には各セグメントの状況が記載されております。

１頁の２各事業体の未処分利益の状況の表が、セグメントごとの未処分利益の状況となります。

１枚めくっていただきまして２頁の表が積立金の処分に関するセグメントごとの方法とその根拠を記載させていただいております。

まず、積立金の処分について御説明いたします。２頁の処分案を御覧ください。

利益処分につきましては、当面の間は、各市域セグメントの状況を勘案して行うとされております。木更津市域は企業債償還金の財源確保をするということで減債積立金に、袖ケ浦市域も同様に、減債積立金とするものでございます。

なお、君津市域・富津市域につきましては、純利益等の状況を勘案し、未処分のまま繰越をしようとするものでございます。

次に資本金への組入でございますが、これは、会計制度の見直しが平成２６年度にありまして、積立金を実際に使った場合には、使った後の金額が、再度、未処分利益の扱いに戻ります。今回の処分案では木更津市域、君津市域、袖ケ浦市域が該当いたします。既に積立金を使っているということで、現金の裏付けがございません。そこで経理処理上の一般的な手法として、資本に組入を行うものでございます。

また、富津市域の未処分利益剰余金のうち、７億６，５５７万２，６５６円、こちらにつきましては、平成２６年度の会計制度の見直しにより 利益剰余金に振り替えたものがございました。その中で現金の裏付けを伴っていない部分について、今回資本への振替を行います。このことによって他の市域と同じような形で整理しようとするものでございます。その結果、四市併せまして、１８億３，３４２万９，２０６円を資本金に組み入れようとするものでございます。

恐れ入りますが、議案書１５頁にお戻りください。

減債積立金への積立、資本金への組入はただいま説明をいたしましたとおりですが、繰越利益剰余金は４億６，７３４万６，９７８円となりまして、その内訳は、君津市が２億８６９万４，５１１円、富津市が２億５，８６５万２，４６７円となっております。

つづきまして、２の水道用水供給事業の部でございます。表の構成は水道事業と同じです。

当年度末の未処分利益剰余金残高が１９億９，９７６万２，６７７円、このうち１７億９，９７６万２，６７７円を処分しようとするものでございます。

内訳は、減債積立金に８億８，７００万３，５４２円、建設改良積立金に１，３０４万２，７５６円、資本金への組入といたしまして８億９，９７１万６，３７９円となっております。

これは、まず企業債償還金に必要な財源の確保と、将来の更新事業等の増加に備えるということで建設改良積立金をいたしまして、そのうえで、次年度以降の財政収支を勘案して２億円を未処分のまま繰り越そうとするものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

議長（佐藤麗子君） 補足説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤麗子君） ないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤麗子君） ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第２号について採決を行います。

お諮りいたします。

議案を原案のとおり可決することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（佐藤麗子君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（佐藤麗子君） 議案第３号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

事務局長（松上晴彦君） はい。議長。

議長（佐藤麗子君） 事務局長松上晴彦君。

事務局長（松上晴彦君） はい。それでは、議案第３号「令和２年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算の認定について」の補足説明を申し上げます。

議案書１７頁をお開きください。

これにつきましては､お手元に配布させていただきました資料インデックス｢決算の概要｣、Ａ３横版の「令和２年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算の概要」という資料がございます。こちらは決算書から重要な部分を抜粋させていただきました。これに沿って説明をさせていただきます。

まず１頁を御覧ください。

事業開始から２年度目となる昨年度も、平成２９年に策定されました「君津地域水道事業統合広域化基本計画」に沿って、施設の耐震化、管理体制の効率化、財政基盤の強化を中心に取り組みを進めました。昨年度は、大寺浄水場新管理本館の付帯電気設備や水質計器更新工事が完工したほか、遠方監視制御設備の更新、第１中継ポンプ場の設備更新、市域をまたいで水道水を供給するための連絡管布設、約４０ｋｍにわたる老朽管の更新工事などを実施いたしました。

なお、本日現在、職員数は１５７名、定員１６０名ですが、約半数が基本的に２，３年で交代する県や市からの派遣職員であり、組織の安定的な運営のためには企業団採用の職員を増やすよう取り組んでおります。

財源の確保に関しましては、一般会計からの出資金を受け入れるほか、国庫補助制度を積極的に活用し、企業債の依存度を下げるよう努めております。昨年度は全体で約２０億８，０００万円の外部資金を受けることが出来ました。

つづきまして、２頁をお開きください。

決算報告書でございます。こちらは予算額に対する「決算額」を示したものでございます。

まず、水道事業から、（１）「収益的収入及び支出」、収入で、第１款水道事業収益は、決算額で１０８億７，４７３万２，１４６円、執行率は９９％を超えております。収益の内容は、第１項営業収益で、９４億３，５２９万９４７円、内容は右側の説明欄にございます。９７％が給水収益で、その他は消火栓の維持管理負担金や、開栓や閉栓・給水装置の工事申請手数料、下水道使用料徴収等事務負担金などでございます。

第２項営業外収益が１４億３，９４４万１，１９９円で、主な内容は加入金のほか、配当

金、営業助成補助金などの他会計補助金です。

なお、「長期前受金戻入」とありますのは、平成２６年度の会計制度の改正によりまして、補助金や交付金は、まず負債に計上いたします。その後、減価償却費を計上する都度、その見合い分を収益に移すことになっております。これはその計算結果で、新規の現金収入を伴うものではありません。予算額との主な差は、加入金で、これは過去の実績により予算計上させていただきましたが、実際は１億４，０００万円ほど少なかったということによるものでございます。

次に、「支出」でございます。第１款水道事業費用決算額は ９６億５，９０４万１，３８２円、執行率９７％でございます。内訳として、第１項営業費用が９２億４万４３５円で、主なものは、用水供給事業からの受水費、人件費、検針・料金徴収や運転管理業務などの委託料、漏水修繕、水道メーター交換、動力費、減価償却費などでございます。

なお、不用額の主なものは、委託料、修繕費の執行残となっております。

第２項営業外費用４億５，１３２万４，８８１円で、主なものは企業債の支払利息、消費税の納付額です。

第３項特別損失７６７万６，０６６円で、その内容は過年度分の水道料金の軽減等による過年度分損益修正損などでございます。

第４項予備費の執行はございません。

収益的収支の差引額ですが、表の下に記載のございますとおり１２億１，５６９万７６４円、税引き後の当年度純利益は８億８，４４２万５，１３４円となりました。

次に３頁をお開き願います。

（２）でございますが、「資本的収入及び支出」で、こちらは支出を先に御説明させていただきます。

「支出」、第１款資本的支出は、決算額６７億４，９７５万８，４１９円ですが、建設改良費の翌年度繰越が、１億４，０３８万２，０００円発生しましたので、不用額は６億３，１３９万６，５８１円となります。執行率は９２％です。内訳といたしまして、第１項建設改良費４９億８，６８１万３，２６７円は、老朽管更新や配水区域の統合のための連絡管布設工事の費用です。不用額は、入札差金と予定工事の一部の取り止めがありました関係上発生したものでございます。

第２項企業債償還金は１７億６，２９４万５，１５２円です。

第３項予備費の執行はございません。

以上の支出に対しまして、収入です。第１款資本的収入、決算額は３１億９，３４８万２，２２２円で、執行率は８０％となります。

内訳ですが、第１項企業債１０億４，２２０万円、第２項出資金、統合広域化基本計画に基づき四市の一般会計から９億２，５５９万円を出資していただきました。

第３項国庫補助金１０億８，７８５万円は、生活基盤耐震化等交付金でございます。

第４項他会計補助金５，０８７万５，６６５円は、君津市の補助制度でありますところの高料金対策事業補助金でございます。

第５項負担金８，６９６万６，５５７円は各種工事の負担金として頂戴したものでございます。

なお、企業債が予算額を下回った理由ですが、木更津市で起債を見送ったこと、富津市で純利益見込みを考慮いたしました結果、借入額を抑制することとしたことによります。

なお、資本的支出額に対しまして、資本的収入額が３５億円ほど不足する形となっており

ますが、これにつきましては表の下に記載のございますとおり、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、建設改良積立金、損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

４頁をお開きください。水道用水供給事業でございます。

（１）の「収益的収入および支出」のうち、収入でございますが、第１款水道事業収益は、決算額６８億８，２８３万１，１５３円で執行率といたしましては１００％を上回る形となっております。内訳は第１項営業収益が６５億５，０７４万１９５円で、大部分が給水収益ですが、この他に水質検査手数料が含まれております。なお、予算額に対する増額の主なものは給水収益で、実績給水量が予定給水量を４５万４，０００㎥ほど上回ったためでございます。

第２項営業外収益３億３，２０９万９５８円は、説明欄の方にございますとおり資金運用による受取利息及び配当金、児童手当に充当する構成団体からの他会計補助金、長期前受金戻入、雑収益でございます。

なお、予算額に対しまして決算額が２，６００万円ほど増加した形となっておりますが、これは雑収益の項目におきまして予算では見込んでいなかったダム負担金の精算に伴う返還金、それから、令和元年度の台風被害に伴う給水活動等の費用に対しまして災害救助法に基づく交付があったということによるものでございます。

次に、「支出」でございます。

第１款水道事業費用、決算額は５７億７，９５０万５，４３１円ですが、営業費用の翌年度繰越額が５，５００万円発生をしております。その結果、不用額が４億６，７０５万１，５６９円で、執行率は９３％となっております。

内訳は、第１項営業費用が５４億９，９４６万９，６９４円で、説明欄にございますとおり特別職及び一般職の給与費、浄水場の運転管理等の業務委託料、施設・設備等の修繕費、浄水場及び送水系統の動力費、浄水処理用及び水質検査用の薬品費、亀山・片倉ダム及び小櫃堰の維持管理費等負担金、減価償却費などでございます。なお、不用額の主なものは動力費、修繕費などの執行残でございます。

第２項でございます。営業外費用２億７，８８５万６，８２７円は、企業債の支払利息及び消費税及び地方消費税の納付額などでございます。

第３項特別損失１１７万８，９１０円は、設備等の更新に伴う除却損となっております。

第４項予備費の執行はございません。

以上、収支差引額は 表の下に記載がございますように、１１億３３２万５，７２２円、税引き後の当年度純利益９億４万６，２９８円となりました。

５頁をお開きください。こちらも支出を先に御説明申し上げます。

第１款資本的支出、決算額は３２億２，０７７万６，９３６円で、１０億８，３９４万３，３００円の翌年度繰越が発生しております。その結果、不用額は９億２，３８３万９，２６４円となりまして、執行率は８２％でございます。この内訳は、第１項建設改良費が２３億２，１０６万５５７円で、その主なものは老朽化施設を計画的に更新する事業で遠方監視制御設備更新工事のほか、記載の工事等を実施いたしました。

なお、不用額につきましては、主に工事の入札差金によるものでございます。

第２項企業債償還金が８億９，９７１万６，３７９円で、その内容は企業債の定期償還でございます。

第３項予備費の執行はございません。

以上の支出に対しまして、収入です。

第１款資本的収入では、決算額は３億１，９１２万円で、予算額に比べますと、２億２６２万円の減、執行率は６１％となります。この内訳ですが、企業債が３億円、その内容は財政融資資金による建設改良事業債でございます。なお、予算額に比べて、発行額を２億円抑制しております。

第２項出資金ですが、１，９１２万円です。この内容は構成団体からの出資金で、繰出対象となりました工事は耐震化工事でございます。なお、資本的支出額に対しまして、資本的収入額が２９億円ほど不足する形となっておりますが、こちらの表の下に記載のとおり当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、損益勘定留保資金で補てんをいたしております。

以上が、水道用水供給事業の決算の概要でございます。

６頁をお開きください。

「１　業務量」でございます。水道事業では、年間総有収水量３，３３２万３，５７２㎥、１日平均有収水量９万１，２９７㎥、給水戸数１３万６，７２３戸、給水人口３１万９，９１３人となっております。

また、水道用水供給事業では、年間総有収水量が５，００４万１，６７０㎥、１日平均有収水量１３万７，１００㎥でございます。

水道事業では、年間の有収水量が前年度比で２.４％増加をいたしました。これは給水戸数が前年比で１.５％増えたということに加えまして、新型コロナウイルスの感染対策として在宅する時間が増えたということが主な要因と考えております。なお、水道料金収入は利用水量の増加に伴いまして２．６％の増となりました。水道用水供給事業ですが、年間有収水量が前年度比１.４％増加、これに伴いまして、給水料金収入は１％増加しております。

次の「２　収益的収支（３条予算）」と７頁左側の「３　資本的収支（４条予算）」でございます。こちらは、前年度決算との比較表となっております。

まず、「（１）水道事業の部」でございます。

表の一番右の列に「前年度比較」がございます。これに沿った説明をさせていただきます。

まず最上段の水道事業収益ですが、２億１９４万９，４２１円の増額となりました。これは前述の水道使用量の増加に伴うものでございます。太線の下、水道事業費用２億３，３０４万９，６３５円の増加です。これは営業費用のうち、笹毛地先送水管修繕工事によりまして配水費が９，８５８万９，０２７円増加したこと、委託料が増えたことによりまして原水及び浄水費が８，０５７万４，３７３円の増加、水道メーター交換が増えたことによりまして給水費が５，６３４万４，２９０円の増加、総係費が２，８９６万９円の増加となったことなどによるものでございます。

営業外費用で支払利息が３，０００万円以上減少しております。これは高金利時代に発行した企業債の償還が終わってきたということに伴うものでございます。

「（２）水道用水供給事業の部」でございます。

水道事業費用のうち、営業費用で前年度に比べて、２億２，１１５万７，５０３円増加しております。これは原水及び浄水費で２億７，８０４万６，２６３円増加したことによるもので、浄水場施設等に係る継続工事において元年度に比べ２年度分の工事費が多額で修繕費が増となったことなどによるものでございます。

７頁をお開きください。

「資本的収支（４条予算）」の「（１）水道事業の部」の資本的収入で、出資金と国庫補

助金が大きく増加をしております。統合広域化に係る交付金対象事業を積極的に実施いたしました結果、統合前に比べて大きく増加をいたしましたが、令和２年度に入りまして、工事を加速させたということで、さらに執行額が増えております。同じ頁の右側に【参考１】として各市域の状況をまとめておりますが、９頁の方に円グラフ化したものがございますのでこちらの方をお開き願います。左上の収益的収入でございますけれども、こちらで全体の８割以上が給水収益ということで占められております。その下の収益的支出では、水色の原水及び浄水費が約半分を占めています。水道事業の原水及び浄水費のうち、この８７％は水道用水供給事業からの受水費ということになりますので、同じ組織内で違う会計間でのやりとりがあったということでございます。右側は資本的収入と支出ですが、上の水色、企業債の発行額は下の黄色。企業債償還金の額を下回っており、未償還残高は減少するということになっております。

次の１０頁は市域別の決算状況です。左側中ほどに市域別の純利益を記載していますが、御覧のとおり全て黒字が確保されております。

次の１１頁は水道用水供給事業の部になります。左上、収益的収入でございますが、全体の９５％を給水料金が占めております。各市域、それから、千葉県の割合は御覧のとおりでございます。左下の収益的支出では、円の左側、ピンク色で示されております減価償却費が全体の４１％と目立っております。これは現金支出を伴うものではございません。内部留保資金として留保されるものとなります。右側は資本的収支の状況ですが、右下の支出が当年度に収入をいたしました企業債及び出資金のほか、減価償却費等により留保されたピンク色の内部留保資金により、賄われるということが示されております。

８頁にお戻りいただきまして、【参考２】を御覧ください。これは市域ごとに前年度決算との比較を行った表でございます。

まず左上、木更津市域ですが、水道事業収益は５，０００万円余り増加をしております。これは新型コロナウイルス感染症の蔓延による巣ごもり需要などにより給水収益が約７，１００万円余り増加したことなどによるものでございます。ただその一方で、加入金が１，４００万円余り、消火栓維持管理費負担金が１，０００万円余り、公共下水道使用料徴収等事務委託料が２００万円余り減少しております。

水道事業費用は１，４００万円余り増加をしております。これは給水量が増加したということに伴いまして、用水供給の側からの受水量が増加したこと、それから、メーター交換個数が増えたということでございます。純利益は前年度に比べまして８５９万円増加の４億４，０００万円余りとなっております。

次に君津市域でございます。水道事業収益は４，８００万円余り増加いたしました。これは木更津市と同様、給水収益が４，１００万円余り、また、申請件数が増加したことによります消火栓維持管理費負担金が８００万円余り増加したことなどによるものでございます。

さらに、このほかに下水道使用料の増による徴収等事務委託料、長期前受金戻入などの増加がございます。

一方で、加入負担金を伴う申請件数の減少により加入金が１，９００万円減少いたしました。水道事業費用は２，７００万円余り増加をしております。これは給水量の増加に伴い、用水供給事業からの受水量の増加、それから、漏水対応工事や施設修繕の増加などによるものです。

純利益といたしましては前年度並みの２億８００万円余りとなりました。

次に富津市でございます。水道事業収益は３，８００万円余りの増加となっております。

これは、木更津市、君津市と同様に給水収益が２，０００万円余り増加したことによるものでございます。

水道事業費用は１億５，７００万円余り増加をしております。これは規模の大きな漏水修繕工事の発生などによるものでございまして、純損益はこの影響を大きく受けたところですが、最終的には６，４００万円余りの純利益を確保することができました。

次に袖ケ浦市域でございますが、水道事業収益は６，４００万円余り増加しております。これは３市同様給水収益が９，６００万円余り増え、また、袖ケ浦駅前等の宅地開発により加入金が増加したことなどによるものでございます。

一方、市の一般会計の方から受けてきた営業助成補助金が５，４００万円余り減少しております。水道事業費用は３，４００万円余り増加いたしました。これは給水量の増加に伴いまして用水供給事業からの受水量が増加したことや、水道メーターの検定期間満了に伴うメーター交換個数の増加などによるものでございます。

純利益は１億７，０００万円余りを確保いたしました。

決算に関する説明は以上でございます。

なお、決算審査におきまして、「決算書は、法令に準拠し経営成績及び財政状態を適正に表示している。また、事業の運営は経営の基本原則に沿って行い予算の執行についてもおおむね所期の目的を果たしているものと認められる。」との御意見を監査委員よりいただいております。

なお、ここで、水道事業及び水道用水供給事業の営業費用のうち、委託料の執行に関する追加説明を申し上げます。

執行残の中から合計１５４万円を執行いたしまして、調査委託を２件実施いたしました。

この背景といたしましては、平成２９年１０月に当広域連合企業団の設立に向けて策定されました「君津地域水道事業統合広域化基本計画」こちらの第１１章の方に、「平成３６年の料金改定までに、事業の進捗状況を踏まえ、水道用水供給事業と水道事業を一体とした経営と運営を図るために、「広域連合ビジョン」を策定し、情勢の変化に対応するものとする」との記述がございます。

当広域連合企業団はこの計画を基にして平成３１年１月２１日に設立され、同年４月１日より事業を開始しております。

企業団と申しますのは、地方公営企業法に基づき事業を行う一部事務組合であるということから公営企業会計が適用されます。特徴といたしましては、地方公営企業法第２４条第１項に「地方公営企業の予算は、地方公営企業の毎事業年度における業務の予定量並びにこれに関する収入及び支出の大綱を定めるものとする。」とございまして、議決事項は、款項目節のうち款項までとされ、水道事業であれば「１款水道事業費用、１項営業費用」が議決事項で、目節レベルの予算流用は業務に必要であれば適宜行って、事業運営の安定性・効率性の確保を優先するように制度設計がなされております。これは、基本的に業務内容が定まっている水道のような現業部門と、様々な企画立案が行われる政策部局の違いに由来するものでございます。

そのため、同じ水道事業を行っているということであっても、事業体ごとに違う実務ルールが成立しているということは必然的なことですが、当広域連合企業団は５つの事業体をいわゆる対等合併に相当する水平統合の形で集約をいたしましたので、実務ルールの調整が当然必要になりました。この作業は現在も続いているところですが、当初の時点では、広域連合企業団も旧君津広域水道企業団と同様に、企業団の形態であるということから、その

実務ルールを基本として事務処理が始まりました。

ところが、業務の種類は、水道用水供給事業よりも末端給水を行う水道事業の方が遥かに多く、工事の設計・積算の細かい部分や仕様書の表記方法が市域で異なっておりまして、調整作業に時間を要した結果、初年度の契約が非常に遅くなる事態となったほか、財務・経理関係の事務書類の作成ルールなども同様に調整を要したということで決裁手続きに大変時間が掛かるなど、ある程度予測されたとはいえ、広域連合企業団としての実務ルールが確立されない以上は、毎年発生する派遣職員の交代の都度、こうした混乱の生じるということがほぼ確実な構造になってしまっております。

令和２年度に入りましても、調整すべき事項がいくつも判明してきており、５つの事業体でそれぞれ常識とされてきた事柄を擦り合わせながら、効率的に事業を進めるということは非常に難しいのですが、加えまして、解決するべき事業の全貌がまだ把握しきれておりませんで、このことは将来ビジョンを描く上で当然支障となってしまいます。

この原因ですが、各構成団体の感覚の違いに由来する部分が大きく、例えば、ある構成団体では問題視されてなかった事項が別の構成団体の考え方に照らしますと、それは問題ではないかということになると、こういった構図の課題が次々と見つかっているという状況でございます。

そこで、当広域連合企業団の抱えている問題を出来る限り正確に把握いたしまして体系的に制御いたしませんと生産性を上げるということは当然難しく、また、広域連合ビジョンを作るということも難しいということで、この作業を派遣元で身に着けた常識を基に考えている職員同士で協議をさせ続けても、まず相互理解に達するまでに時間が掛かると、そこから解決策を探るということになりますと時間が大分掛かる。そこで、これは第三者が聞き取り調査を行って相違する部分を整理する。他団体の事例等を踏まえまして調整の方向性を見つけていくということが作業的に早いだろうと、そのように考えまして、作業を始めて成果が出る前に派遣職員が代わってしまいますと話が元に戻ってしまうということから、昨年度急遽年度途中に執行残を使わせていただいて発注を行ったということでございます。

次に、この作業を誰にやらせるか、委託先の選定条件というものを考えました。まず、水道事業の実務によく精通されているということが当然望ましいと、さらに広域統合した水道事業体で起きている様々な問題と実情をよくわかっているということが望まれてまいります。

適切な業者を調べましたが、結果、横浜市水道局の１００％出資をされている子会社であり、全国各地の水道事業体と業務支援協定を結び、多くの実績を上げている株式会社横浜ウォーターのほかに条件を満たす業者が見つからず、同社に委託することとなった次第でございます。

説明は以上でございます。

長くなりましたが、よろしく御審議くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（佐藤麗子君） 補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

議員（佐久間勇君） はい。議長。

議長（佐藤麗子君） 佐久間議員。

議員（佐久間勇君） それでは議案第３号の決算の認定に入る前にちょっとお聞きしたいと思います。また、長々と御説明いただきまして、追加説明いただきましたけども、認定に入る前にお聞きしたいことがあります。

１１月２日に懇話会を開催しまして、決算書が配布され、説明を受けました。中２日をおいて５日の正午までに質問通告を出す段取りとなっていました。四市から、また、県から選出された各議員で構成される企業団議員ではありますが、議案の配布から質問受付の日程は審議するのに足るものとは言いがたい。この点どう考えているのか、お聞かせください。

総務企画課副課長（増田政弘君） 議長。

議長（佐藤麗子君） 総務企画課増田副課長。

総務企画課副課長（増田政弘君） 総務企画課増田でございます。よろしくお願いします。御説明申し上げます。今回皆様に資料をお配りしてから本会議までの期間は１週間しかとれなかったため、質問の作成に要する期間が短かったということの御質問だったということだと思います。当広域連合企業団議会につきましては旧君津広域水道企業団の実務ルールを踏襲しておりまして、企業団のルールでは議会にお諮りする前に構成団体の了解が必要でございます。まず、各構成団体の企画担当部長で構成する幹事会で説明を行い、次に四市市長と千葉県副知事で構成する経営会議で了解を得た上で議会開会という運びになります。今後につきましては経営会議終了後速やかに資料配布などを行うなど皆様からの御質問をいただくまでの期間を確保できるように検討して参ります。以上でございます。

議員（佐久間勇君） 議長。

議長（佐藤麗子君） 佐久間議員。

議員（佐久間勇君） はい。いつもそのようにお願いいたします。四市の水道事業と君津広域水道企業団で行っていた水道用水供給事業をこのかずさ水道広域連合企業団で一本化して１０年のセグメント方式の運用で３年が経過している訳です。個々の自治体のときもこの広域連合企業団になっても目的は同じであります。安全な水を安定的に供給すること、更にコストの削減と水道料金の安定です。この決算書を見ますと２３頁から始まる水道事業報告書、８５頁から始まる水道用水供給事業報告書とあります。水道事業と用水供給事業、決算書を２つ作成する必要性についてお聞かせください。

総務企画課副課長（増田政弘君） 議長。

議長（佐藤麗子君） 総務企画課増田副課長。

総務企画課副課長（増田政弘君） 総務企画課からお答えいたします。企業団といたしましては事業会計の一本化をした方が良いと思っておりますが、法の定めによりまして現在の形となっております。つまり、当広域連合企業団の統合の形態は四市の水道事業の統合と旧君津広域水道企業団が行っていた事業を水平統合する形で行われました。事業開始にあたっては水道法に基づき厚生労働大臣認可を受けることとなっておりますが、水道事業と用水供給事業が別々に認可を受けることとされておりまして、そのため、財務諸表の作成につきましても区分する必要があるということでございます。以上でございます。

議員（佐久間勇君） 議長。

議長（佐藤麗子君） 佐久間議員。

議員（佐久間勇君） はい。わかりました。派遣職員とか企業団職員の限りある人員の中で２つの会計報告を作っていくということは非常に大変ではないのかなと、一般的には現業ですけども、水を安全に送る、そういうことがメインの仕事であると思うので、現在はセグメント方式の最中ですけれども、今後統一化されてくるにあたって、やはり職員労力を安定供給する方に向けてもらった方がありがたいのかなと思います。

では、本題の決算書の質問に入ります。４頁の収益的収入及び支出のうち、支出についてお聞きいたします。営業費用９５億７９７万７，０００円の中から３，０６５万５，０００円を

営業外費用に流用しています。この営業外費用４億３，４７５万５，０００円の当初予算から補正で２２３万２，０００円を減額しています。補正し、さらに予算流用しているということについて説明をお願いします。

総務企画課副課長（増田政弘君） 議長。

議長（佐藤麗子君） 総務企画課増田副課長。

総務企画課副課長（増田政弘君） 御説明いたします。消費税納付額につきましては水道料金などの収入に係る課税売上というものと、購入や工事費などの支出に係る課税仕入があります。納付額は年間の課税売上に係る消費税額から課税仕入に係る消費税額を差し引いて計算いたしまして、その結果、支出が増加いたしますと消費税納付額が減少することとなります。初めに補正で２２３万２，０００円の減額補正を行った理由から御説明いたします。こちらは袖ケ浦市域分の建設改良費等で２，５００万円の増額補正を行った結果、課税仕入が増えたので消費税納付額が減少することを見込んで２月定例会に減額補正予算案におきまして議決をしていただいたものでございます。次に３，０６５万５，０００円を営業費用から営業外費用に流用した理由でございますが、こちらは木更津市域と袖ケ浦市域分でこちらにつきましても消費税の関係でございます。最終的に決算におきまして令和２年度の消費税納付額を計算した結果、支出に係る消費税額が予算額を超過したために３月に流用いたしました。なお、君津市域と富津市域につきましては消費税が還付となっております。以上でございます。

議員（佐久間勇君） 議長。

議長（佐藤麗子君） 佐久間議員。

議員（佐久間勇君） はい。わかりました。こういうの初めてだったもので、できれば消費税が確定したことによって、こういう書き方になっていくことを執行部説明でしていただいたら、こういった質問はなかったのかなと思います。

もう一点お聞きいたします。決算書３８頁、業務委託契約に記載の契約のうち、かずさ水道広域連合企業団管網管理システム導入業務委託の業務内容と進捗状況についてお伺いいたします。

浄水2課長（鈴木良彦君） 議長。

議長（佐藤麗子君） 鈴木浄水２課長。

浄水2課長（鈴木良彦君） 浄水２課の鈴木と申します。かずさ水道広域連合企業団管網管理システム導入業務委託の業務内容と進捗状況につきまして浄水２課からお答えいたします。管網管理システムとは管路や水道施設の位置情報、布設年度や口径などを地図ソフトに取り込み、データベース化し、データ検索や集計、水運用に必要な解析などの情報処理を行って維持管理や管路更新といった業務に活用していくためのシステムでございます。この委託は統合前四市それぞれで運用しておりました４種類の管網管理システムを１つのシステムに統合し、新たにシステムとして導入するための業務委託でございます。業者の選定及び契約方法につきましては、四市及び水道用水供給事業が統合した当団の業務の特性に適したシステムを構築するためには同規模程度の水道事業体への導入実績を有し、豊かな経験を持つ業者の中から価格のみではなく操作性、機能性を含めて総合的に評価して選定する必要があったため、公募型プロポーザル方式により契約したところでございます。契約日は令和２年１２月７日、委託期間はその翌日から令和６年３月１５日までの約３年３か月間です。相手方は東京ガスエンジニアリングソリューションズ株式会社、契約金額は総額で４億５５７万円でございます。現在までの業務の進捗状況につきましては、令和２年度からバルブ等の現地調査及び各市域既存のシステムデータ変換を行い、今年度は引き続き現地調査と最新状況を地図に反映するた

めのデータ収集を行っております。今後は情報の更新を行いつつ、来年度末には一部試験運用を開始し、令和６年度からの運用開始に向けて業務を進めてまいります。以上でございます。

議員（佐久間勇君） わかりました。ありがとうございました。

議長（佐藤麗子君） ほかに質疑はございますか。

議員（竹内伸江君） 議長。

議長（佐藤麗子君） 竹内議員。

議員（竹内伸江君） よろしくお願いします。ただいま決算の内容について説明いただきましてありがとうございました。ちょっと細かいことの質問になりますけれども、水道メーターの開閉や検針業務については業務委託されているとは思いますけれども、まだセグメントごとで決算書にはそこまで詳しく書かれてないと思うのですけれども、どの部分で確認することができるのか、確認したいと思います。

参事（業務課長）（花澤吉敬君） 議長。

議長（佐藤麗子君） 花澤業務課長。

参事（業務課長）（花澤吉敬君） 徴収業務と検針業務の委託を市域ごとに行っている訳なのですが、契約本数は８本でですね、この８本の契約のうち四市域の徴収業務と君津市と袖ケ浦市の検針業務の６本につきましてはセグメントごとの契約になりまして、令和５年度末までの長期継続契約となっております。残りの２本の契約というのは木更津市と富津市の検針業務になりますので、こちら単年の随意契約となっておりまして、将来的には四市８本の契約を、いわゆる総括業務委託ということで、できないかということで今研究しているところなのですが、金額的には決算書にもでてきておりませんので、決算額について申し上げさせていただきますと、木更津市の徴収業務委託につきまして、こちら長期継続契約になりますが、１億１，５７６万５，８７２円になります。木更津市のいわゆる検針業務委託につきましては決算額５，９９１万１，２４０円になります。つづきまして、君津市の水道料金の徴収業務委託の長期継続契約分につきましては８，８７７万ちょうどですね。君津市の検針業務委託につきましては３，３４４万８，８７０円で、富津市の徴収業務委託につきましては、こちらが４６８万５００円ですね。富津市の検針業務につきましては１，７６２万９，５６１円。つづきまして、袖ケ浦市の徴収業務委託につきましては６，６４８万８，４００円、袖ケ浦市の検針業務委託につきましては２，２６１万８，２４３円ということになります。以上でよろしいでしょうか。

議員（竹内伸江君） 議長。

議長（佐藤麗子君） 竹内議員。

議員（竹内伸江君） ありがとうございます。５日の日に通告ということだったんですけども、今朝方通告したもので申し訳ございませんでした。なぜこれ聞いたかといいますと、先だって県企業局に対して県議会の一般質問でスマート水道メーターっていうのを提案されている議事録を拝見いたしました。これは離れた場所から水の使用量などのデータを水道事業者へ送信することができる通信機能を備えた水道メーターのことなんですけれども、その利活用として検針が難しい場所、例えば山間部など、遠隔して検針や自動開閉が行えるということなんですね。当企業団も地域的に当てはまる場所もあるんではないかと考えましたんですけども、このようなスマート水道メーターの導入について、今後のことなんですけども、長期的な考え方も必要かなと思いますので、お諮りいたします。

事業計画室長（林豊君） 議長。

議長（佐藤麗子君） 林事業計画室長。

事業計画室長（林豊君） 事業計画室の林です。スマートメーターの導入について御回答いたします。今現在スマートメーターというのはまだ規格というものが決まってはおりません。そういったところもありまして、御指摘のようにそういった検針が難しいところの利用というのは有効と考えており、今全体的な市場の動向を調査しておりまして、そういった規格が出来上がり次第導入の検討を進めてまいりたいと思っております。回答は以上になります。

議員（竹内伸江君） 議長。

議長（佐藤麗子君） 竹内議員。

議員（竹内伸江君） ありがとうございます。当企業団でも経験しましたけれども、災害や老朽化に伴う漏水トラブルの早期発見、また、常時検針による受量の変化に応じた水量調整などに役立てることも期待されるそうです。また、水道使用量のデータを活用することによって、異変があれば離れて暮らす親族にメールが届くといったようなこういう高齢者の見守りサービスも一緒に行えるというような話も聞いております。東京都の方で実証実験が始まったとも伺ってます。今後水道事業における課題が更に顕在化されることが予想されます。先ほどの御説明でなかなか調整に時間が掛かっているってこれは本当に無理もないことだなっていうのも、御苦労本当にお察し申し上げます。人口減少に伴う水需要の低下や人手不足に伴う検針員の確保など業務委託料と比べて費用対効果がどうなのかという検証も必要かと思いますが、将来を見据えての準備もぜひお願いしたいと思います。以上でございます。

議長（佐藤麗子君） ほかに質疑はございますか。

議員（石上塁君） 議長。

議長（佐藤麗子君） 石上議員。

議員（石上塁君） よろしくお願いいたします。決算書の３０頁、こちらの方の表の１番上ですが、法木第１・第２増圧ポンプ場に自家用発電機が設置された訳なんですけど、今年度もその工事されていると思うんですけど、こちらの発電機は新しいので試運転しなくても動くとは思うんですけど、今後のことを考えて試運転等というのはどういう間隔でやられていくのか、また、発電機でありますので燃料を使うと思いますが、この燃料の備蓄等はされているのかどうかというところをお伺いしたいと思います。

浄水2課長（鈴木良彦君） はい。議長

議長（佐藤麗子君） 鈴木浄水２課長。

浄水2課長（鈴木良彦君） 浄水２課からお答えします。自家発電機メンテナンス試運転等についてお答えいたします。水道施設に設置されております全ての発電機におきまして運転管理業務委託業務委託者による試運転と自家用発電機工作物の保守点検の業者によりまして、点検を月１回以上行っております。それから、発電機の燃料の備蓄につきましては発電機のサイズにもよりますが８時間から最大５日間の連続運転ができるだけのタンク容量を確保しております。以上でございます。

工務1課長（吉岡保彦君） 議長。

議長（佐藤麗子君） 吉岡工務１課長。

工務1課長（吉岡保彦君） 今の答弁について補足します。発電機燃料の備蓄について、工務１課から御説明させていただきます。燃料の供給体制は、令和元年度の台風被害に伴う長期停電の経験を踏まえ、令和元年度の台風直後に燃料会社２社と災害時等における燃料の供給に関する協定を締結して燃料確保に努めています。更に、長期停電に備え自家発電設備の連続稼働に対応できるように燃料の備蓄ではなく、調達ルートの多様化を目指しまして燃料団体等との災害協定締結に向け協議を進めているところでございます。以上でございます。

議員（石上塁君） 議長。

議長（佐藤麗子君） 石上議員。

議員（石上塁君） ありがとうございます。燃料の備蓄に関しては非常によくわかりました。これはどうしても備蓄すると危険物になってしまいますので、そういったところがどうなのかなと思ってお伺いしました。あと、試運転のところですね、月１回以上やっているというところなので、非常時もしっかりと起動するのかなと思っております。良かったなと思っております。もう１点、発電機がバックアップ機能としてあるわけなのですけれども、もし停電等あったときに起動しなかった場合、遠隔操作なのか、それとも、人が行って起動するのかそういったところの体制というのはどうなっていますか。

浄水2課長（鈴木良彦君） 議長。

議長（佐藤麗子君） 鈴木浄水２課長。

浄水2課長（鈴木良彦君） 浄水２課からお答えします。発電機がバックアップとして起動しなかった場合の処置手順につきましては、万が一、発電機が起動しなかった場合にはリース業者による可搬型仮設発電機の確保や電源車の要請等により対応しながら同時に故障した発電機の修理を行ってまいります。起動しなかった場合には、こういった形でリースをするなどして他の代替機を用意しながら、同時に修理をしていくというような形で対応しようというふうに考えております。以上でございます。

議員（石上塁君） 議長。

議長（佐藤麗子君） 石上議員。

議員（石上塁君） わかりました。月１回メンテナンス運転しているので、そういう故障とか中々ないかなと思うんですけど、もし起動しなかった場合には、そういった連絡体制とかマニュアルですね、こういったものをしっかり整えていただいて人が変わってもそういったことがスムーズに行えるように体制を整えていただければと思っております。

次にもう１点だけ質問させてください。決算書３１頁の表の１番上ですね、集中監視設備更新工事という木更津、君津市のところで行われた訳なのですけど、こちらも停電時のことを考えると電源が喪失した場合、どういうふうになるのか、対策は図られているのかというところをお伺いします。

工務1課長（吉岡保彦君） 議長。

議長（佐藤麗子君） 吉岡工務１課長。

工務1課長（吉岡保彦君） 工務１課から御説明させていただきます。集中監視設備がある大寺浄水場は災害に備え、送電線が比較的停電に強い特別高圧の電線を通常回線と予備回線の２回線で受電しております。令和元年度の台風においても一時的に停電したものの影響はほとんどありませんでした。また、大寺浄水場には自家発電設備も設置しており、集中監視設備がある中央監視室には電気が供給されるため、停電が発生しても対応することができます。しかしながら、浄水処理には対応できないことから今後懸念される大規模災害に備え、自家発電設備を能力の高いものに更新することを検討しているところでございます。更に令和元年度の台風被害の経験を踏まえ令和２年度に東京電力パワーグリッド株式会社と基本協定を締結し、停電の早期復旧について協力を得るものとしております。説明は以上でございます。

議長（佐藤麗子君） ほかに質疑はございませんか。

議員（近藤忍君） 議長。

議長（佐藤麗子君） 近藤議員。

議員（近藤忍君） 決算の中で安定的な経営のために企業債をどんどん下げるというところの御

説明がございまして、今回木更津市の起債発行が当初予算から減にしております。富津市でも減になっていると思うのですが、これにつきましては巣ごもり需要として、収入が増えて現金が増えたため起債発行が必要ではなくなったのか、それとも起債対象事業そのものがなくなったことによる起債発行減なのかそのあたり説明いただきたいと思います。

事務局長（松上晴彦君） 議長。

議長（佐藤麗子君） 松上事務局長。

事務局長（松上晴彦君） ただいまの起債計画の見直しということについてなのですけども、この辺は手持ちの資金をどれくらい持つかということに直結する問題です。統合化基本計画を作りました際に平成２５年度を基準とすると記憶しておるんですが、そのときの年間の支出ですね、年間いくらくらいお金を出すのだろうということを踏まえまして、その大体４割に相当する金額は手元に置いておこうということで、どちらかというとキャッシュフローの方から考えて、議員の御指摘のように、確かに工事の見直し等の話も入ってきたりですね、支出額が思ったより少なかったとか、収入が増えたとか、その辺のお金の入り方の状況、出方の状況を見ながら、最終的に起債を予定通りやるか、やめるかということを決定するという方向でやっております。

議員（近藤忍君） はい。議長。

議長（佐藤麗子君） はい。近藤議員。

議員（近藤忍君） いや、まさにそのあたりで、この予算編成の時かその１年前かちょっと忘れましたけれども、現金が比較的にふんだんにあるんじゃないかと、普通の市の一般会計の財政調整基金とかに比べて、このかずさ水道広域連合企業団は結構現金が多いので、もっと起債を減らしても大丈夫じゃないかなということは質問させていただいた記憶があるんですが、それぞれのセグメントごとにどれくらいの現金を残すべきなのか、単純に現金だけじゃなくて起債とか、また施設の老朽化等で歳出がどれくらい掛かるのかとかいろんな様々なことがあるかと思うんですが、どれくらい残しておかなければならないのかとか、そういう基準というのが定められているということでよろしいでしょうか。

総務企画課副課長（増田政弘君） はい。議長。

議長（佐藤麗子君） はい。増田総務企画課副課長。

総務企画課副課長（増田政弘君） はい。総務務企画課から御説明いたします。各セグメントや全体の資金量につきましては、これまでのところ統合広域化基本計画の財政シミュレーションを踏まえまして、平成２７年度の収益的支出の決算額の４０％を各セグメントにおきまして確保するということを目安にしております。令和１０年度までのセグメント会計が存続する間は、この数字を維持することを目途として考えております。

議員（近藤忍君） はい。議長。

議長（佐藤麗子君） はい。近藤議員。

議員（近藤忍君） とすると、今回起債の特に減をしなかった君津市とか袖ケ浦の会計では、ほぼこの４０％程度でそれほど資金に余裕がなかったがために、資金留保を確保するために起債を行ったということでよろしいでしょうか。

総務企画課副課長（増田政弘君） はい。議長。

議長（佐藤麗子君） はい。増田総務企画課副課長。

総務企画課副課長（増田政弘君） はい。令和２年度決算の時点では各セグメントにおきまして、目安値を上回っておりまして、上回っている金額を申し上げますと、木更津市域では２億７，２６１万８，０００円、君津市域では２億７，７５５万２，０００円、富津市域では６億

９，８１７万８，０００円、袖ケ浦市域では２億２，６０２万円、それぞれ上回っているという状況でございます。

議員（近藤忍君）はい。議長。

議長（佐藤麗子君）はい。近藤議員。

議員（近藤忍君）特に富津の上回り方が大きいような気がするんですが、それはまだ拡張事業があるからこれだけ現金を持っているということと理解してよろしいんですかね。

総務企画課副課長（増田政弘君）はい。議長。

議長（佐藤麗子君）はい。増田総務企画課副課長。

総務企画課副課長（増田政弘君）はい。先程申し上げました決算額の４０％でみますと富津市６億円でございますが、近藤議員のおっしゃるとおり、拡張事業に充てる分を財源として確保しております。

議員（近藤忍君）はい。議長。

議長（佐藤麗子君）はい。近藤議員。

議員（近藤忍君）概ね理解しました。今回聞いているのは、これだけ現金残すということが、２７年度の段階で決められていて、それから社会情勢・人口構成等が変わってきている中、まもなく料金改定に関する検討と、あとその基本計画の変更等が始まってくるかと思うんですが、最終的にこれだけ現金を残せるようにということで各セグメントごとの料金体系が考えられてくるというようなことをまたそのうちに御説明いただけると考えてよろしいんですよね。それを確認させていただきたいと思います。

事務局長（松上晴彦君）はい。議長。

議長（佐藤麗子君）はい。松上事務局長。

事務局長（松上晴彦君）はい、そのような内容の説明というものは当然させていただくことになると考えております。

議員（近藤忍君）はい。議長。

議長（佐藤麗子君）はい。近藤議員。

議員（近藤忍君）最終的には料金体系一本化ということになりますけれども、その間の過渡的なところで、これだけ残して、４つのセグメントが基本的に均一な条件にほぼ近づいてきたんで統合するということをシミュレーションしてと、わかりやすく作っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（佐藤麗子君）ほかに質疑はございますか。

議員（橋本礼子君）はい。議長。

議長（佐藤麗子君）はい。橋本議員。

議員（橋本礼子君）君津市議の橋本です。本議会から参加いたします。よろしくお願いいたします。

先程石上議員から質問のあった自家用発電機ですね、このことで１点伺いたいと思います。決算書で言いますと３７頁になりますが、そこで令和２年度の今回の決算では、１件ですね、これは１件５，０００万円以上の契約なので載っているわけですけれども、ほかにあるのかという点と、今後ですね、この進捗状況の方をお伺いしたいと思います。やっぱり君津って令和元年の台風の被害で長期に渡り断水があった訳ですので、住民の方からしきりとその状況を聞かれることがありますので、この進捗状況についてお聞かせください。

工務2課長（高木勝義君）はい。議長。

議長（佐藤麗子君）はい。高木工務２課長。

工務2課長（高木勝義君） はい。御説明いたします。まず君津市域におきまして令和２年度はこちら記載のとおり、法木第１・第２増圧ポンプ場の自家用発電設備の設置工事を実施しております。令和２年度につきましてはこの１件のみでございます。今年度につきまして、君津市域が小糸浄水場・鎌滝浄水場・小糸６号井・藤林送水ポンプ場の４カ所に設置を実施している最中でございます。こちらが完成いたしますと君津市の給水区域の約７割が令和元年度の台風時のような停電による長期断水はなくなるものと見込んでおります。

また、君津市域以外の市域については、まず木更津市域は主要な施設に設置済となっておりますので今後の設置予定はございません。次に富津市域ですが、今年度、竹岡の増圧ポンプ場、竹岡の加圧ポンプ場の２カ所に設置工事を実施しております。今年度の工事が完了いたしますと富津市域の給水区域の約９８％が停電による長期断水がなくなるものと見込んでおります。ただし、現在、亀田浄水場にあります自家用発電機に不具合が生じておりますので、来年度更新工事を実施していきたいと思っております。最後に袖ケ浦市域につきましては、主要な施設に設置しておりまして、給水区域の約８６％が停電による断水がないものと見込んでおります。今年度は林加圧ポンプ場に設置工事を実施しており、また、令和４年度と５年度に井戸・取水施設２カ所設置を予定しておりまして、その工事が完了いたしますと袖ケ浦市域の給水区域の約９８％が停電による長期断水はなくなるものと見込んでおります。説明は以上となります。

議員（橋本礼子君） はい。議長。

議長（佐藤麗子君） はい。橋本議員。

議員（橋本礼子君） ありがとうございます。７割が解決するということで、住民の方も大いに期待しているところなのですが、段々２年３年と月日が経っていきますので、ちょっと時期的にですね、小糸・鎌滝・藤林の完了の日というのですか、いつ工事が完了するのかというだけを教えていただきたいと思います。

工務2課長（高木勝義君） はい。議長。

議長（佐藤麗子君） はい。高木工務２課長。

工務2課長（高木勝義君） はい。お答えいたします。まず、小糸浄水場ですが、完了見込みは１月２８日となっております。次に、鎌滝浄水場と小糸６号井は１つの工事で実施しておりますが、こちらは３月２５日、藤林送水ポンプ場は３月４日の工期で実施している最中でございます。

議員（橋本礼子君） はい。議長。

議長（佐藤麗子君） 橋本議員。

議員（橋本礼子君） 令和２年度は１件ですが、３年度に３件ですか、やっていただけるということで事業に遅れがないように是非よろしくお願いいたします。

議長（佐藤麗子君） ほかに質疑はございますか。

議員（斉藤高根君） はい。議長。

議長（佐藤麗子君） 斉藤議員。

議員（斉藤高根君） ちょっと教えて下さい。１１月２日は亀山ダムの勉強をさせていただきました。埋まっているということは現地を見てよく分かっております。ところが、この広域水道、いや県に聞いた方が良いのかな、小櫃堰を使用料払って多分使っているのですけれども、小櫃堰も埋まっているんですよね。この小櫃堰についてはこれからどう関与していくのか、使用料払っているんだから小櫃堰やれよというのか、この小櫃堰の堆砂の方針を教えて下さい。

工務1課長（吉岡保彦君） はい。議長。

議長(佐藤麗子君) はい。吉岡工務１課長。

工務1課長(吉岡保彦君) はい。工務１課から御説明させていただきます。小櫃堰頭首工については、過去の経緯から当企業団が７０．６％、小櫃堰土地改良区が２９．４％の負担として事業を進めることとなっております。小櫃堰の堆砂量は、定期的に河川の横断測量を実施しており、通年締切りとした当時は堆積量が増加したものの、堆積量は直近５年では大幅な増減はなく、現時点では浚渫の必要はないような状況になっています。説明は以上です。

議員(斉藤高根君) はい。議長。

議長(佐藤麗子君) 斉藤議員。

議員(斉藤高根君) わかりました。ただ、私なんかは小櫃堰の中を許可を取って遊覧しているわけで、昔よりも埋まったなと、上流の河川の中には島ができていると、認識としてどうなのかなと伺ったんですけれども、ないよという現状はいいですよ、この７０と３０で浚渫が必要になったときにそれを負担するのかしないのかを教えて下さい。

工務1課長(吉岡保彦君) はい。議長。

議長(佐藤麗子君) はい。吉岡工務１課長。

工務1課長(吉岡保彦君) はい。河川の取水口付近に浚渫する必要が生じた場合は当企業団直営で浚渫を実施しております。ただ、小櫃堰の維持管理上、土砂の浚渫工事をするということになれば、小櫃堰頭首工の事業となりますので、先ほど申し上げました当連合企業団の７０．６％と小櫃堰土地改良区の２９．４％で費用を負担しなければいけないと思います。

議員(斉藤高根君) はい。議長。

議長(佐藤麗子君) 斉藤議員。

議員(斉藤高根君) 了解しました。私は小櫃堰の方の組合員でもあるんで、よろしくお願いいたします。以上です。

議長(佐藤麗子君) ほかに質疑はございますか。

議員(笹生猛君) はい。議長。

議長(佐藤麗子君) 笹生議員。

議員(笹生猛君) はい。全般的なお話を伺います。今回決算のいろいろ説明を聞いたわけですけれども、今現段階としてセグメント会計と全体の数字が出てきていると。こういう中で統合していく中で袖ケ浦市としては料金が値上げされる、どういう状況でされるのかということは、住民の中でも非常に気になるところなのですが、企業団としての住民に対する説明責任どのように考えているのか、また、具体的にはどういう方法を考えているのか伺います。

事務局長(松上晴彦君) はい。議長。

議長(佐藤麗子君) はい。松上事務局長。

事務局長(松上晴彦君) 確かにおっしゃるとおり、住民の皆様にどのようなかたちで説明をするかということは今ちょっとどうしようかと正直考えているところでございまして、市役所にありました水道部が集められて企業団になっていることで、住民の方々と直接ルートがある組織ではなくなってしまったので、これから住民の方々との関わり方をどうやっていくのか具体的な方法を探っている最中です。一般的に広報紙でありますとかインターネットに載せるとか、そういうことはやろうと思えばすぐできるのですが、やはり住民の皆様と直接会って説明会のようなかたちというは行ってやっていきませんと、これはなかなか御理解を最終的に頂戴するのは難しいかということはよく分かっております。ただ、すみません。本日現在、具体的な方法というのはまだないので、今後その辺も合わせて検討の方を進めたいと思っております。

議員（笹生猛君）はい。議長。

議長（佐藤麗子君）笹生議員。

議員（笹生猛君）はい。直接説明することが必要だというところは全くそのとおりだなと、今後具体的な方法を考えていただきたいと考えますけれども、今回ずっと説明を聞いていると、どうも住民に目が向いていないじゃないかと、我々地方自治体の議員としては非常にこう、我々も住民に対する説明責任があると同時に企業団としても説明責任が出てくると、これは種類が違うというか、若干違う重みになることとは理解していますが、今回の決算であったりその状況であったり、また水道の料金がどういうふうに検討されているかというプロセスに関しても、やっぱり、「値上げします。決まりました。それでは値上げよろしいですね？」というかたちにするのは、僕これまずいと思うんですけれども、そのへんについても今言ったように直接の説明を行ったりということはするという理解でよろしいでしょうか。

事務局長（松上晴彦君）はい。

議長（佐藤麗子君）松上事務局長。

事務局長（松上晴彦君）基本的にそれは避けられない、というそういった認識でございます。

議員（笹生猛君）はい。

議長（佐藤麗子君）笹生議員。

議員（笹生猛君）実際に今我々が数字を扱っているのは、自分の市のところのセグメントとあと全体像だと、そこにやっぱりギャップがあったり、これはじゃ、どういうふうに埋めていくのかというのに関しては、今回初めて決算を見たんですけれども私自身どうしていいのかと分からなかったので聞いたわけです。今やろうとしていることはよく分かりますので、この辺は検討する中でも状況も含めてどんどん開示していっていただきたいと思います。以上です。

議長（佐藤麗子君）ほかに質疑はございませんか。

議員（石井志郎君）議長。

議長（佐藤麗子君）石井議員。

議員（石井志郎君）私監査なんで、質問するつもりはなかったんですが、先ほどの補足説明について何点かお聞きしたいと思います。過去にこの統合事業を始めるときに、大勢の方が知恵を出し合って料金体系とか今後の基本計画ですか、統合計画というのを作ってきたと思うんですね。唐突に２～３年で異動してしまう、そういう中で継続してできる計画を作らなくてはいけないから、横浜ウォーターですか、というところと業務委託をした。そういうようなお話がありました。個別に、どこからきている職員さんが２～３年でいなくなる。四市のセグメントから来ている職員さんは、水道をずっとやってきた人ですから、ある程度長くそこに留まってくれると思うんですね。その職員に対しては、プロパー職員を増やしていこうということで、四市からの派遣を減らしていこうというような動きになっていると思います。そういう中で、いつまでも県の方から腰かけのつもりでですね、２～３年でいなくなるんだから、我々には責任取れないから、コンサルタント会社と契約するというふうに私には聞こえてしまいました。先ほど来、これだけの議員から今までにないような質疑を皆さんはちゃんとに答えてきてくれてるんですね。それだけのやっぱり能力がある方々がいて、なぜ横浜ウォーターと業務契約しなければいけなかったのか。誰が２～３年でいなくなるのか、その辺改めてもう一度御説明いただけますか。

事務局長（松上晴彦君）はい、議長。

議長（佐藤麗子君）松上事務局長。

事務局長（松上晴彦君）まずその２～３年でいなくなる、の部分からお答えさせていただきます

が、派遣職員というのは基本的にすべて１年間なんです。派遣期間はすべて１年です。それを更新するかどうかの、この判断はうちではなくて構成団体がどうお考えになるかということです。ですから、１年間だけで更新されない職員もいる一方で、何年間もうちの方に派遣期間が更新されるという職員もいるということでございます。そういったわけで誰が何年いるかというのは、正直、各構成団体の人事の方のお考えがどうかということでございます。

それから、横浜ウォーターの件につきましては、先ほど説明したことの一部重複となりますが、正直申しまして、５つの団体をひとつにすると、そこに様々な違いが生じまして、これの擦り合わせをやっていくということは結構時間がかかってしまう。このことというのは、私もう避けられないと思っていて、といのはそれぞれの派遣でいらっしゃっている皆さまというは、それぞれ育った組織で培った常識を持ってらっしゃる。つまり、初めて違う常識を語る人間と出会った際に、自分のやっていることは正しかった、相手もそう言う、そうすると、じゃあどうしたものかということになるんですが、ここにやはり違う視点からの調整が入りませんと平行線で終わってしまう。実際にそれに近い現象も起こっているという部分もあってですね、ここはなかなかやっかいな部分でございます。それと、さらにもう少し具体的な話をさせてもらいますと、いわゆるお客様対応の仕事をやっているのが、業務課というところになりますけれども、こちらのお客様対応の業務マニュアルというのが各構成団体では必ずしも体系的に整備されていない。どうも書面化もきちんとされているわけではない。となりますと、何が困るかというと業務課に派遣されてきている、ある市の職員の方以外は自分の市域のお客様についての対応が難しい、というのもそこの市で今までどうやって問題に対する対処をやってきたかが分からないので、ほかの市の人間が手伝うわけにいかない、手伝えない。そうしますと人数がいるんですけど結局一人に対する負荷がかかってしまう。そうなるともう、かずさ水道広域連合企業団のルールというものを確立して、派遣でいらっしゃった方々はこれを覚えてくださいと、これに基づいて仕事をやってほしいという形にしませんと、私の見る限り混乱というものがなくなるとはちょっと思えないというのが正直なところでございます。以上でございます。

議員（石井志郎君） はい。

議長（佐藤麗子君） 石井議員。

議員（石井志郎君） ここで議論するつもりないんですけど、四市がまとまるときにいろいろな議論されました。で、最終的に公益性を考えて富津市は非常に苦渋の選択をして、いろいろな条件を飲んだっていう経緯があります。そういう経緯知ってますか。これはね、みんな努力してやってきたんです。その結果、四市が一緒になったんです。そのときの条件はその時の皆さんが苦労してね、要するにその料金体系なんかも考えてきたわけですよ。ただ、この３年間の間にいろいろな諸問題ができてきて、今後令和６年の料金体系の見直しをどうしようかとか、要するに１０年後の料金体系の見直しはっていうことで、皆さん苦労しているの分かります。ただね、それ今までやってきたんですね。先ほど袖ケ浦の議員からも質問がありました。料金体系を説明するのに、セグメントから来ている職員に聞けばすぐ分かりますよ。富津市こういうふうになる袖ケ浦こうなる。是非、自分の派遣元に相談してね、料金体系の改定を言ってくれと。今までやってきましたよ、議会でも説明に説明員として来て、料金改定のことやってくれました。何も知らないんですか。そういうことを知ってて、新しいコンサルタントと契約するなら結構ですよ。それだけの努力をしてきたんです、先人が。そういう中で１年でいなくなる、派遣職員。そういうふうに言ったらね、市から派遣されている職員可哀そうですよ。一生懸命頑張っているんですよ、あなた方より。その辺ね、奢りを持たないで企業経営していただ

きたいと思います。いかがですか。

事務局長（松上晴彦君） はい、議長。

議長（佐藤麗子君） 松上事務局長。

事務局長（松上晴彦君） どうも話に誤解があるようなので、もう一度ちょっと言い直しをさせていただきますが、料金問題については、現行のこれまでやってきた料金体系を今後は続けないという将来があるからこそ、３２万の給水人口を持つ水道事業体がどういう料金体系にするのかというこれからの問題なので、そこを考えていかなければならない、となりますと、３２万の水道事業経営をやった構成団体の職員、まあ、県水はもっと大き過ぎるんで話が違いますが、地元四市に関してはそれぞれの水道事業については努力されてきたことは分かっております、ただ、これから将来像を考えるときに、その延長線上でできるのかというとちょっとこれは難しいんでないのかということでございます。

それから、１年で帰る云々の話は、これはそういう制度になっているということです。つまり、職員・公務員の派遣は基本１年なんです。それを更新するかどうかにつきましては、それは構成団体の御判断なので、だから、腰掛でまあ１年か２年か３年か１０年いようかということは、私共がどうこうとではなく構成団体の人事が御判断されるということでございます。一応そういうことでございますので、どうも、私の申し上げたことが伝わらなかった点は非常に申し訳ないんですが、過去の努力を馬鹿にする云々ではなくて、これから未来を創っていかなくてはならないのでどうしようかという問題なのであって、そのことが直ちに過去を否定するということではないと私は考えます。以上でございます。

議員（石井志郎君） はい。

議長（佐藤麗子君） 石井議員。

議員（石井志郎君） ここで議論するつもりないんで、これで最後にしますけど、料金体系変えるっていうのは、富津市でもそうです。木更津袖ケ浦みんなここに来ている議員は自分達の市域の権益を持ってきているわけですね。やっぱり市民の生活を考えたときに今後どのように料金体系をまとめていけるのかということで、いろんな考えはあると思いますけれどそれだけは一緒で来ているんですね。そういう中で、先程来、事務局長が説明している横浜ウォーターに業務委託するということの意義が感じられなかったから質問させていただきました。で、それも事前に議会にも説明はなかった。今回私監査ですから質問しませんけど、どういう契約内容で、いくらで契約しているのか、そういうのも一切説明ないですよね。先程の話の中でもなかったです。３，０００万円以上のところにはなかったですから、３，０００万以下でしょう。それが何年契約なのか、なんの業務委託なのか、文書も見てない、それを我々に認めろと言ったって認められないですよ。私監査で聞いてたら、これ認めないですよ。そういうのは。ただ私は監査で判子押してますので、内容については否定するつもりはありません。ただその辺のところをしっかりやっぱり議会に説明していただかないと。これ議会ですから。これ議会ですからね。議会ってのいうはそれだけの権限を持って開かれているわけですから、その辺はしっかり把握していただきたいと思います。

事務局長（松上晴彦君） はい、議長。

議長（佐藤麗子君） 松上事務局長。

事務局長（松上晴彦君） 金額については申し上げたのですけども、お聴き取りになれなかったということだと思います。申し上げますが、調査委託が２件でございまして、金額が合計で１５４万円でございます。これは令和２年度決算の中にある数字でございます。それから、議会への説明ということは一般論といたしましては全く否定するものではないのですが、公営

企業体の説明の仕方というのは、先ほど申し上げた通りですが、どういうやり方でやるかということになりますと、５つの団体が一緒になったので、今現在踏襲させてもらっているのが、旧君津広域水道企業団で行われていたやり方を基にして令和元年度から様々な実務を行っているというところなので、それと同様なやり方で金額につきましては企業長決裁を要する委託契約については主な委託料ということで説明をやってきていると、それ以下について説明をしないというのは別に議会軽視云々の問題じゃなくて、今までそういうルールでやってきて、地方公営企業法というのは、先ほども申しましたけど、款項までの説明が基本であって、そこから先の説明というのは金額の極めて大きなものの説明をするというのが一般的なやり方です。ですから細部に至るまで予算内容の説明をやっているというのが、誠に申し訳ないですけども、私も公営企業に関わってきたのですけど、そこまでやるという常識は私にはございませんでした。これもただおそらく常識の相違ということで今後すり合わせていかなくてはならない話ではないかと認識はしております。ただ、私は調査事業の段階から説明をするという一般会計のやっている内容というのは、これから政策を展開しようという段階にあって調査事業はその出発点なのでこういう政策を行う、そのための基礎調査を行うと、こういう文脈で説明されるのが一般的かと思います。それに対しまして、今回の調査事業は統合広域化基本計画の中で広域連合ビジョンを作るのだという流れが決まっておって、そこに内容の委託をする前の段階として、私どもの現在の事業体制の何が問題なのかというものがちゃんと整理されませんと次のステップにいけませんので、連合ビジョンを作るために勝手に委託をしたというような言い方をされましても、そこにまだたどりつけないので、まずは時間を優先して外注をさせていただいたということでございます。ですから、委託がまかりならぬということであって、職員でやれというならば、そういう選択ならばやむを得ませんが、事務局長の私といたしましては時間をここは優先すべきではないかという判断をさせてもらいまして、頂戴しております権限の範囲内で予算流用等執行の方をさせてもらったということなので、全く私が意図的に議会軽視をやってるという感覚は持ってございません。以上でございます。

議員（石井志郎君） 議長。

議長（佐藤麗子君） 石井議員。

議員（石井志郎君） ありがとうございました。これで終わりにします。答えは結構です。十分事務局長のいう話はわかったつもりですが、先日の懇話会のときに横浜ウォーターの方が来て説明を受けた時点からちょっと掛け違いがあるんじゃないかと思います。こういう前段があって、前段の説明が会った後に横浜ウォーターさんがきて説明するんなら十分意図的なものは感じられるんですが、先に横浜ウォーターさんがきて料金改定という題目で話されたときになんなのですかという、私質問させていただきました。それが、今後事務方の方で十分協議していただきまして、よりよい企業団経営ができますようにお願いして、以上で終わります。

議長（佐藤麗子君） ほかに質疑は。

議員（笹生猛君） はい。

議長（佐藤麗子君） 笹生議員。

議員（笹生猛君） 非難とかじゃないですけど、松上さん、聞いてもらいたいんですけど、今のやり取りを聞いてて、県の職員の地方自治の感覚と市の職員の地方自治の感覚が違うと思ってるんですよ。それはどっちがいいとか悪いとかって話じゃなくて、今のところのポイントは擦り合わせをするっていうか、観点が違うよね、だからその観点を合わせませんかというところに立って話をした方がうまくいくんじゃないのかなと聞こえたんですよ。今の話だと「私達は落ち度がありません」って、落ち度の話をしてるんじゃなくて、どうしたらうまくいくのかっ

ていうところに立って聞いてもらいたいんですよ。そこが足りなかったんじゃないのかなと。なんでこんな話をしたかというと、さっきの住民説明っていうところに関しては、今のところからだと説明にならないと思うんですよ。住民が今かずさで水道が広域になって今後一体どうなるのか、料金が上がるって聞いてるけどどうなるのかって、そういう不安があるところで今みたいに、「法的に落ち度はありません、こうです」って言われても、「いやいや、そうじゃなくて」って。そこのところの感覚の差のところをちょっとつかんでもらいたいなと思ったので、最後こういう話をしているんですよ。だから、今のは、どっちが良いとか悪いとかっていう話を私はしているつもりはないので、この観点が違っているところをじゃあ今後どうしたら擦り合わせができて、この企業団として方向性を作れるのか、というところに立ってもらいたい。これは答弁結構です、そういうところに立って今後もちょっとやってください。

議長（佐藤麗子君） ほかに質疑はございませんか。

議員（佐久間勇君） はい。議長。

議長（佐藤麗子君） 佐久間議員。

議員（佐久間勇君） はい。私通告はすでに質問させていただきましたけれども、一点追加で入れさせていただきます。やはり令和２年度の会計の決算の認定ということですのでそのお話をさせていただきます。

３８頁をお願いいたします。イの業務委託契約について１点だけお聞きいたします。令和２年４月１日、富津市、木更津市、これは契約者がそれぞれ書かれております。この金額が、富津市域水道施設運転管理業務委託と袖ケ浦市域水道施設運転管理業務委託、この名目は令和３年３月の５日も同じ内容です。同じ契約者相手です。富津市域の場合は４，８００万云々、袖ケ浦市域の場合が１億２００万ぐらい。それが令和３年の３月の５日になりますと、富津が３億８，５００万、袖ケ浦が３億３，６００万ということになっておりますが、このあがったところの内訳をお聞きしたいと思います。

浄水2課長（鈴木良彦君） はい。議長。

議長（佐藤麗子君） 鈴木浄水２課長。

浄水2課長（鈴木良彦君） 浄水２課からお答えいたします。申し訳ございません、手元に詳しい資料がございませんので内容についてちょっとお話させていただきます。この業務委託契約、上段にあります４件についてですが、対象の業務が令和２年度中の業務になります。で、この下の令和３年３月５日の契約日になっております富津市域水道施設運転管理業務委託と袖ケ浦市域水道施設運転管理業務につきましては、令和３年度から、３、４、５の３年間の長期の契約を結びました。運転管理業務につきましては、統合前それぞれの市域で各業者さんの方にそれぞれの契約方法で委託をしていたところなんですが、これもゆくゆくは統合していく統一していくというかたちの中で、集中監視設備をまず統合して、そうしないと監視場所がばらばらになってしまいますので、それが統一してから徐々に統合していくというかたちになっておりました。どうしてこういうかたちになったのかと言いますと今回ですね、今年度中に木更津市域と君津市域の集中監視設備が完成いたします。来年度から木更津市と君津市それから水道用水供給事業の大寺浄水場の運転管理の方は統合・統一していくかたちにはなっておりますが、富津市域と袖ケ浦市域については集中監視設備がもう少しあとになってきますので、それまでの間、別々に契約をするというかたちで、この２件につきましては制限付き一般競争入札で期間は３年間と定めましてこうなりました。ですので、この金額については、１年分ではなくて３年分というかたち、それからあの業務内容も徐々に合わせていこうというふうなかたちにしております。木更津市域の方では運転管理業務の中に、例えば薬品調達ですと

か関連業務で場外施設の除草の委託ですとか、そういったものも含めております。そういったものもこの委託の内容を合わせていくという観点から袖ケ浦市や富津市についても今まで別々に発注していたものを組み込んだりというようなかたちで金額が上がっています。その分ほかの委託料が下がっておりますので、トータルとしては若干３年間としては統合効果が出ていることになっているところでございます。内容としてはそういったかたちになっております。以上でございます。

議員（佐久間勇君） はい。議長。

議長（佐藤麗子君） 佐久間議員。

議員（佐久間勇君） はい。よく分かりました。ありがとうございます。こういう説明にしていただけると本当に分かります。そのように令和２年度４月は単年度だったけれども３年の３月からは３カ年。よく分かりました。ありがとうございました。

議長（佐藤麗子君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤麗子君） 質疑はないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤麗子君） ないものと認め討論を打ち切ります。

これより議案第３号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（佐藤麗子君） 挙手全員。よって、本案は原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

開会は午後４時５分といたします。

（５分後、再開）

議長（佐藤麗子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に報告第１号について、事務局から報告願います。

事務局長（松上晴彦君） はい。議長。

議長（佐藤麗子君） 事務局長松上晴彦君。

事務局長（松上晴彦君） それでは、報告第１号でございます「令和２年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について」の補足説明をさせていただきます。

議案書は１９頁をお開き願います。

本件は、地方公営企業法第２６条第１項及び第２項の規定によりまして、令和２年度予算の一部を令和３年度に繰り越したものでございます。同条第３項の規定によりまして、その旨を議会に報告しようとするものでございます。

繰越の内容でございますが、２１頁の方をお開きください。

水道事業の部におきまして、資本的支出のうち建設改良費で、計算書の中ほどの「翌年度繰越額」の一番下の行に記載をしております。１億４，０３８万２，０００円を繰り越したものでございます。

２３頁をお開き願います。

水道用水供給事業の部におきましては、資本的支出のうち建設改良費で、計算書の中ほどの「翌年度繰越額」の一番下の行に記載をしております１０億８，３９４万３，３００円と、次頁の２４頁、こちらも水道用水供給事業の部でございますが、その水道事業費用のうち営業費用で、やはり計算書の中ほどの「翌年度繰越額」一番下の行に記載があります５，５００万円の合計で１１億３，８９４万３，３００円を繰り越したものでございます。

繰越の理由につきましては、説明欄に記載をしてございますが、他団体が施工する工事の影響や工事の内容の見直し、機器製作に時間を要したことなどにより建設改良繰越となりました事業が、水道事業で５件、水道用水供給事業で５件の１０件、新型コロナウイルス感染症の影響により、事故繰越となった事業が水道用水供給事業の１件で、合計１１件でございます。

説明は以上でございます。

議長（佐藤麗子君） 報告第１号については、ただ今の報告により、御了承願います。

次に報告第２号について、事務局から報告願います。

事務局長（松上晴彦君） はい。議長。

議長（佐藤麗子君） 事務局長松上晴彦君。

事務局長（松上晴彦君） それでは、報告第２号「令和２年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について」の補足説明させていただきます。

議案書の２５頁を御覧ください。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、令和２年度決算に基づき算定をいたしました資金不足比率につきまして､監査委員の意見を付けて、議会に報告しようとするものでございます。

２７頁をお開きください。

資金不足比率につきましては、令和２年度決算におきまして、水道事業、用水供給事業、ともに資金に不足が生じていないため、算定表に記載のとおり該当はございません。

以下は資金不足比率の算定方法の説明でございますが、資金不足比率は公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較をしまして指標化をいたします。つまり、経営状況の悪化の度合いを示すものでありまして、ページ下部の太線に記載があります算式の分子の数値がマイナスになりますと、資金に不足がないということを示します。

なお、２９頁以降「経営健全化審査意見書」となりまして、３２頁、３の審査の結果にありますとおり、資金不足比率とその算定基礎となる書類が法令に適合し、かつ正確であるとの意見をいただいております。

説明は以上でございます。

議長（佐藤麗子君） 報告第２号については、ただ今の報告により、御了承願います。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

参事（業務課長）（花澤吉敬君） 議長。すみません。先ほどの答弁について訂正よろしいでしょうか。

議長（佐藤麗子君） 花澤業務課長。

参事（業務課長）（花澤吉敬君） 業務課長の花澤です。先ほど私の答弁の中で、富津市の水道料金等徴収業務委託の金額を４６８万５００円と申し上げたと思いますが、訂正させていただきます。金額が５，６１６万６，０００円の誤りでしたので訂正させていただきたいと思います。以上です。

議長（佐藤麗子君） 訂正はできれば議案を審議する前の段階で訂正していただかないと議案審

議に影響しますので、次回から気をつけてください。

参事（業務課長）（花澤吉敬君） すみませんでした。

議長（佐藤麗子君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

広 域 連 合 企 業 長 あ い さ つ

議長（佐藤麗子君） ここで、広域連合企業長から閉会のあいさつがあります。

広域連合企業長（渡辺芳邦君） はい。

議長（佐藤麗子君） 渡辺広域連合企業長。

広域連合企業長（渡辺芳邦君） 閉会に当たりまして、一言、お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきましては、原案どおり可決いただきまして、誠にありがとうございました。

今後とも、議員皆様方の深い御理解と御指導、御協力をお願い申し上げ、閉会に当たってのあいさつとさせていただきます。

本日はありがとうございました。

閉　　会

議長（佐藤麗子君） これをもちまして、令和３年１１月かずさ水道広域連合企業団議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

（ 令和3年11月8日　　午後4時11分）

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

令和３年１１月８日

かずさ水道広域連合企業団議会議長　　佐　藤　麗　子

同　　会議録署名議員　　佐　久　間　勇

同　　会議録署名議員　　斉　藤　高　根